



4A16
YTH0002

表

講座名		2022年(2月)0日		点 数		※
民事訴訟法事例演習 7						

試験科目・回	試験地・クラス	受 験 番 号						フリガナ	
								氏 名	

答案用紙 1 頁

1 X及びYの主張する事実の訴訟上の意味について

(1) 本件訴訟における訴訟物はXのYに対する600万円の貸金返還請求権(民法587条)であり、請求原因事実とは①返還の合意と②金銭の授受である。

抗弁とは相手方の主張する事実と両立する自己が証明責任を負う事実である。Yの「Aは～ Yはこの債権譲渡を承諾した。」の主張は上記請求原因事実と両立するものがあり、その法律効果発生によりYが利益を受けるためYが証明責任を負う抗弁である。

主要事実とは権利発生・変更・消滅という法律効果の判断に直接必要は具体的事実であるが、Yが主張したAB間債権譲渡の事実とは上記抗弁の主張上記債権の債権者をAからBへ変更するものであるという法律効果の判断に直接必要は具体的事実である。主要事実である。

間接事実とは主要事実の存在を推認するのに役立つ事実であるが、Xが認めためにAB間建物売買の事実とは上記債権譲渡の存在を推認するのに役立つ事実である。間接事実である。

2. 本件では、裁判所はXの自白(民事訴訟法179条、以下法各略。)の撤回を認めず、かつ、間接事実についての自白に制限撤回効果を認めない点に法令解釈の誤りがあるとして違法があるといえる。

(1) まず、上記違法があるかを検討する前提としてXがAB間建物売買を認めた点に裁判上の自白(同条)が成立するか。

ア、裁判上の自白とは口頭弁論期日又は争点整理手続期日における、相手方の主張と一致する、自己に不利益な事実を認める旨の弁論としての陳述である。裁判上の自白が認められるためには①口頭弁論期日または争点整理手続期日における弁論としての陳述である②相手方の主張と一致する③自己に不利益な陳述であること

④ 事実の陳述であること、を満す必要がある。

イ、要件③について 自己に不利益な事実とは何かの問題と見なすところ、基準の明確

性から、自己に不利益な事実とは相手方が証明責任を負う事実と解する。

つねにXの主張認めた事実についてみると、AB間建物の売買の事実(は上記の通り)

上記抗弁の間接事実であるから、上記抗弁について証明責任を負うYが

証明責任を負う。

したがって上記売買の事実はXの相手方Yが証明責任を負う事実である

からXにとって自己に不利益な事実といえる。(要件③充足)

ウ、そして上記売買事実を認めない裁判外で認めたことの事情(うかがえは)から弁論

などの陳述といえる。(要件①充足)

上記売買事実はYも上記抗弁などで主張しているから、^{相手方Yの}主張の一致も認められる。(要件

②充足)

Xが認めないのは上記売買事実であるから事実の陳述であるといえる。(要件④充足)

したがって、Xの^{AB間建物の売買を認めない点に}主張に裁判上の自白が成立する。

(2)では、Xの^{上記}自白は裁判所及び当事者X・Yを拘束する。

間接事実についての自白は裁判所及び当事者を拘束するかが問題と見なす。

ア、この点、間接事実は主要事実の証明手段である点で証拠資料と同様の機能を有するにすぎない。

また、証拠資料と同様の機能を有する間接事実に自白の拘束力を認めると自由心証主義(247条)に反するおそれがある。

そこで間接事実についての自白においては、裁判所に對する拘束力を否定し、それに伴って当事者に対する拘束力も否定すべきであると解する。



裏

(注意事項)
 1. 答案用紙の取扱い
 答案用紙の取替え、追加記布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2. 答案作成上の注意
 (1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に真数に従って
 (2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし
 等点となります。
 (3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場
 (4) 答案用紙の裏面に書き込んで答案を作成した場合に
 時間終了後に配属することは認めません。
 (5) 答案用紙の裏面に何も記載しないでください
 3. その他
 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断

答
案
用
紙
氏
名
3
頁

45
 イ・レ・パ・ウ・エ Xの自白は上述の通り間接事実についての自白であり裁判所及びX-Y
 46
 ラを拘束していない。
 47
 であるとしても、Xは上記自白を自由に撤回できたはずである。
 48
 (3) ため、自由に撤回できたはずのXの自白について裁判所が撤回を認めな
 49
 かったことにつき上記違法があるといえる。
 50
 る、釈明義務違反の有無
 51
 (1) ところで、裁判所は釈明権(149条)を行使すべき義務、すなわち、当事者に対し
 52
 事実上又は法律上の主張について質問をし立証を促す義務を負う。
 53
 釈明義務違反は上訴理由となる。
 54
 (2) 本件では、裁判所はXに対し自白の撤回にかかる事実の立証を促すこととなくXを
 55
 敗訴させているところ、かかる立証を促さなかったことは釈明義務違反とらなければならない。
 56
 どのような場合に裁判所は釈明義務を負うかが問題となる。
 57
 ア. まず裁判所の行う釈明は、当事者が申し立てや主張が不明瞭又は矛盾している
 58
 場合にその趣旨を問いたに過ぎない消極的釈明と当事者が申し立てや主張を以てない
 59
 場合に積極的に必要な申し立てや主張があることを示唆する積極的~~主張~~釈明
 60
 とに区別できる。
 61
 弁論主義の機能を害する危険がある消極的釈明については裁判所は釈明義
 62
 務を負う。
 63
 これに対し、積極的釈明は裁判所の中立性・公平性の観点から慎重な態度が
 64
 要求されるべきである。
 65
 そこで積極的釈明義務を負う場合は限定的に解すべきである。
 66
 具体的には勝敗転換の蓋然性、当事者による自発的申立て、主張の期待可



追記してください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り、）で記載することとし、これ以外で記載した場合には無効答案として
は罰則で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
、表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験
される記載のある答案は無効答案として採点となります。

67
能性、当事者間の公平を著しく害することにならないか等を総合考慮し判断すべき
68
である。

69
イ、本件についてこれをみると、子、Xは自白された事実と矛盾した事実を主張し黙
70
示的に自白の撤回を行ったのみで、撤回にかかき事実を主張したという事情は
71
積極的な主張があることを示唆するものではない。
72
うからばないから、裁判所がこの場合に立証を促すとすれば積極的釈明を
するものではない。

73
また、
74
釈明によりXが自白の撤回にかかき事実を立証し、撤回が認められた場合、Yは上記

75
抗弁以外に抗弁を提出している事情はうからばないものであるから上記抗弁が認められず
76
Xが勝訴する蓋然性があり、釈明義務が認められると見える。

77
しか、Xの自認的立証を期待できなから事情はうからばない、また、かかる
78
立証を促したとしても、むしろ黙示的にYにされた撤回の立証について示唆するに
79
とどまり過度なものとはいえないから、当事者間の公平性を害するとは
80
いえ、釈明義務は認められない。

81
う、よって上記釈明義務違反 裁判所がXに自白の撤回にかかき事実の
82
立証を促したからには釈明義務違反とはいえない。

以上